

# 新潟県 公民館月報



(昭和33年3月18日第二種郵便物認可)

昭和42年9月号(通刊第175号)

発行所 新潟県公民館連合会  
【新潟市学校町一・県庁本館社会教育課分室内】  
【電話・(新潟)23,5511 内線691】【新潟新聞  
4094】  
発行人 会長 吉津 勝栄  
編集人 事務局長 本田 謙  
昭和42年9月15日発行(毎月14日発行)  
【定価1部20円半共・年額240円】

## 河原

きのうまで笑っていたの  
に  
衣・食・住さえ死の河原  
となってしまった  
人災といひ  
天災といひ  
再び三たび  
セコンドのせわしくなっ  
た

新潟の天変地異

高度成長も二十世紀文明  
もたよりにならぬ  
早く解答を出してくれ  
科学よ 政治よ 経済よ  
早稲田 竜

本号は「水害特集」と「公  
民館のあるべき姿と今日の  
指標・成案」を掲載したた  
め速報ものは休みました。

# 公民館のあるべき姿と今日的指標

## 待望の成案なる

### 今後は内容実現への努力

待ち望んでいた「公民館のあるべき姿と今日的指標」の成案が出た。三十九年に全公連が、斯界の権威の英知をあつめ、その基本方針を打ち出してから、四十一年には「中間報告」「試案」を作成、以来全国の各地区毎に研究討議が重ねられていたものだが、このたびの「成案」はこの討議の意志が大きく反映している。今後はその内容実現への努力があるのみである。

## 総論

### 一、序 説

敗戦後、軍士の上に「公民館」の構想がうたがされてから約二十年、全国の公民館関係者は、さまざま困難をものこえ、その理想の達成に努めてきた。

その間、朝鮮戦争から勝利条約の締結を経て、地方教育委員会の設置、町村合併などの影響により、公民館をめぐる情勢は変化し、初期の構想への取り組みにも停滞のまきこみを生じた。しかし、かき進んでいくべき技術革新と経済の高度成長は、社会の様相を一変しつつある。

これらの状況のもとにおいて、公民館は量的には増加の道をたどってはきたが、質的には格差が大きくなり、その他にも多くの諸題をめぐり、公民館関係者

の努力にもかかわらず、その実効がゆるぎたにあらがっていないうらみが多い。

このにおいて、まず、公民館創設以後の時代の變遷と、それぞれの時代における公民館にたいする指標をふりかえって、問題の所在を明らかにしたい。

敗戦後、各地域に胎動しつつあった祖国再建の動きに呼応して、昭和二十一年に整えられた文部次官通達「荒廃した郷土民心に適合し、公民館運動の波は全国にひろがっていく。しかしながら、当時としてはやむをえない一面であったが、それは施設観の強調においてどうふんでなく、このことが現在に至るまで響きをいっている。

昭和二十四年に公布せられた社会教育法及び日本国憲法、教育基本法にともなう、公民館に法的根拠を与えたとともに

に、社会教育活動の領域を確立するものとして、画期的重要性をもつものであった。しかしながら、法の制定はまた活動領域の限定を生み、加えて地方公共団体の中にはなおこれに対する理解と努力を欠くものもあり、全般にわたって、社会教育法の精神がどうふんに發揮されなかつたうらみがある。

昭和三十四年の社会教育法の一部改正は、必ずしも公民館関係者多年の要望にこたえぬ面もあったが、ついでに指示された「公民館の設置及び運営に関する基準」と、その後累年の国庫補助金の増額とは、公民館の施設及び整備を促進した。しかし、これに先立つ教育委員会法の改廃がもたらした教育行政の流弊は、公民館の発展に陰影を投ずる要因ともなった感がある。

その後、昭和三十八年、文部省は変容する社会の実情にかんがみ、海陸空の社会と公民館の運営」を刊行して、公民館のあるべき姿を説いた。それは、住民個々の要望をみたし、他の施設・機関との結び目となり、技術面に新領域を示唆するなどの方向を示した。しかし、最近の急速な地域社会の変容と地域住民の生活環境の変化は、公民館をめぐる社会的条件を著しく変質せしめつつあり、また公民館の存在理由を問いかけた。公

民館の機能發揮の方向について、再確認することの必要を痛感せしめていた。

このにおいて、われわれは、公民館創設当時の社会的条件が変化した現時点において、あらためて「公民館のあるべき姿」を探求し、これこそ今日の指標と見いださなくてはならないものである。

### 二、公民館のあるべき姿

#### (一) 目的と理念

「公民館は、住民の生活の必要にこたえ、教育・学術・文化の普及ならびに向上につとめ、もって地域民主化の推進に役立つことを目的とする。

このためには、つぎのような理念に立たなければならぬ。

1 公民館活動の基底は、人間尊重の精神にある。

公民館は、すべての人間を尊敬信愛し、人間の生命と幸福をまもることを基本理念として、その活動を展開しなければならぬ。

2 公民館活動の核心は、国民の生涯教育の機軸を確立することにある。

公民館は、学校をならんで全国民の教育機軸を確立し、住民に教育的機会均等を保障する施設とならなければならない。

3 公民館活動の発展のねらいは、住民の自治能力の向上にある。

公民館は、社会連帯、自己共存の生活感情を育成し、住民自治の基を築く場とならなければならない。

#### (二) 役割

#### 1 集会と活用

地域の社会生活へ、集会活動と寄して向上する。このため集会場、いこの場、茶の間のな、多様な役割をこなすものが公民館である。さらには、住民の日常生活の相談に立ち、資料をととのえ、住民を他の諸機関・諸施設に媒介するまで、積極的な活用を供するものも公民館である。

これが、公民館の基本的な役割である。

#### 2 学習と創造

学習活動の場をととのえ、ゆたかな教材を提供し、教育・文化活動を展開するのが、公民館の重要な役割である。

住民の継続的な学習活動は、各種の学級・講座等によって動機づけられ、促進され、かつ充実される。しかも、それはさらに個人や小集団による自主的学習によって深められ、進められる必要がある。そのよう学習活動をささげ、発展させるための活動は数多く提案されるべきであり、また、各種の資料や図書をととのえて、これを活用する場を構成し、教育的な条件を整備すべきである。

これが、公民館の中核的な役割である。

#### 3 社会の調整

地域社会における課題とのかちとして総合的に取り組むが、ここに公民館の不可欠な役割がある。

公民館活動は、諸機関の連絡と調

整をほかり、住民の組織的な教育活動を通じて止し、力ある世論をもちあげ、地域社会発展の原動力となるべきである。

これが、公民館の積極的な役割である。

(三) 特質

1 地域性

公民館は、民主的自治地方自治をもち、地域的生活環境をととのえるために、生活課題や地域課題を見出し、その解決の方途を探る場である。このためには生活連帯意識をささえる地域性が重視されなければならない。しかし、反面、陥りやすい地域閉鎖性を避け、広く以外の社会の推移に服せしむ必要がある。

2 施設性

公民館は、教育施設としての特質が強調されなければならない。計画的・継続的で多様な活動を展開するためには、専用の施設と設備が必要であり、とくに時代の進展に即応する教員・教材がゆたかに導入されなければならない。

3 専門性

公民館は、専門の職員にわたって経営されるべきである。しかも、公民館の機能を効果的に発揮するには、職員の識見・技術・熱意が十分であるべきである。したがって、施設経営の能力を高めるため、職員の不断の研修が奨励されなければならない。

4 公共性

公民館は、公立であると私立たとを問わず、公共性をもち、教育の機会均

等、非営利性をあつて独立性を確立するたため、公共性を絶対的条件とする。

三、今日の指標

(一) 企画の科学化

社会の変容に対処するためには、科学的方法にもとづいて地域の実態を把握し、住民の要求に応ずるきめ細かな企画が打ち出されなければならない。

企画を科学化するためには、つぎの視点に立つことが必要である。

- 1 社会の進展や産業構造の変革に対応し、歴史的・社会的な洞察をおこなうこと。
- 2 消費革命や流通革命とともに進行しつつある新生活への進歩的傾向に対応し、社会連帯の意識や態度の形成をおもひよる。
- 3 一部のマス・コミに見られる商業主義的傾向に対し、自主的・批判的態度を養成すること。
- 4 近時の都市化・機械化をたよって失われつつある人間性の回復をはかること。
- 5 (削除) (三)の二)

(二) 事業の近代化

公民館活動の情性を破るには、その成長度に応じて、地域の実態に即して、事業の近代化をはからなければならない。事業の近代化には、つぎの視点が重視される。

- 1 他の諸機関・諸施設との共働、他の公民館との共同、立地条件を要する公民館相互の交流をはかること、新境地をひろくすること。

- 2 受動的な学習に終始せず、創作・創造・実習・実験など、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 新しい視覚聴覚器材などを活用し、進歩的な科学技術に対応した事業を実施すること。
- 4 移動公民館、有線放送などを利用し、事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。

(三) 運営の効率化

教育活動が、たまたま具象的な効果をあげられるものではないという事実にかくれて、運営の非効率を見せられてはならない。公民館の運営を効率化するためには、つぎの視点が重要である。

- 1 地域住民の要求を反映し、社会教育に識見と熱意をもつ運営審議会委員を選んで、運営審議会の活動を活発にする。
- 2 活動展開のため必要に応じて、地域諸機関、諸団体との結びを密にし、またはすべからぬ人材を発掘し、協力組織をつくること。
- 3 有志指導者(ボランティア)を発見し、随時協力を求めること。
- 4 常時の活動をとどめて、住民の学習集団の形成とその波及をはかり、これにもとづいて実践運動への展開を配慮すること。

(四) 管理の適正化

公民館は、公的機関としての性格を明確にし、本来の使命に徹するため、管理の適正化をはからなければならない。

- 1 公民館長は、公民館経営の責任者である。

- 2 受動的な学習に終始せず、創作・創造・実習・実験など、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 新しい視覚聴覚器材などを活用し、進歩的な科学技術に対応した事業を実施すること。
- 4 移動公民館、有線放送などを利用し、事業の機動性・普遍性・浸透性を高めること。

各論

第一 地方教育行政ならびに一般行政と公民館との関係

試案については41年8月号参照のこと

- 1 公民館法第五條には「市町村教育委員会の事務」について、また同法第二二條には「公民館の事業」についての規定がある。しかし、この両者のあいだに重複があるため、教育委員会と公民館との役割分担に明確さを欠くような事実もみられる。さうしたま、国・都道府県及び市町村の一般行政の公民館に対する施策において、現状では、なほ不十分なものがある。このような観点から、公民館に対する行政施策のあり方ならびに相互の関係を明らかにするうえで、とくに考慮すべき点はつぎのとおりである。
- 一、公民館と市町村長ならびに市町村教育委員会との関係
- 1 公民館は、社会教育活動推進の中枢機関である。それは、地域住民のなかに位置し、その多様な教育的要求を発掘し、それを満たすに必要な事業を企画・実施するものである。
- 2 公民館の総務は、目的遂行に必要な職員・設備の確保をもち、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な施策を促進する。
- 4 公民館の総務は、目的遂行に必要な職員・設備の確保をもち、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 5 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な施策を促進する。

(一) 総務

- 1 公民館長は、公民館経営の責任者である。
- 2 公民館の総務は、目的遂行に必要な職員・設備の確保をもち、生活と生産にむすびつき、現代人の心理に適合する能動的な事業を重視すること。
- 3 公民館の配置を適正にするために、教育行政機関の積極的な施策を促進する。

三、公民館の事業と地方一般行政機関等の  
行なう事業等との関係  
公民館は、住民の教育的要求にこたえ  
る公共施設として、一般行政機関および  
団体との連携を密にするなど、これら  
の諸機関・諸団体の行なう諸事業の  
うち、教育的なものについては共催し、  
または援助するものである。

(附一・三 附録)  
四、公民館に対する国および都道府県の施  
策  
1 文部省は、公民館の施設・設備に対す  
る補助を公立学校に準ずるものとするこ  
とを定めている。

### 第二 市民会館等の出現に ともなう公民館のあり方

近時、市町村等が設置する市民会館その  
形さまざま目的施設が増加している。  
これは一面望ましいことであるが、反面、  
公民館との関係をめぐっていろいろの問題  
が生じている。

この際、社会教育の基幹施設としての公  
民館と、これら諸施設との関係について解  
明することは、公民館の設置目的を達成す  
るため重要なことである。

以下、これらの諸施設を便宜上、一般施  
設(市民会館など)分化施設(児童館な  
ど)専門施設(図書館など)の三種類にわ  
けて検討する。

#### 一、一般施設

「一般施設」とは、その機能が大き  
く、主として施設の貸与により、広く一  
般の利用に供するものをい、公民館・  
市民会館・文化会館などがあげられる。

ともに、職員の手配については、独自の  
補助制度を確立すべきである。

2 自治者は、地方交付税の単位費用積算  
基準の中に「公民館費」の項目を設け、算  
定して固定基準の引き上げをはかるほ  
か、公民館建築にたいする地方債許可額  
を増額する等、地方自治体に対する財政  
措置に格段の配慮を加えるべきである。

3 都府県教育委員会は、公民館職員の  
研修および資料の提供をまかんにする  
等、公民館活動の振興に必要諸施策を  
講ずるとともに、国と同様、積極的に財  
政的援助をなすべきである。

#### 二、分化施設

これら一般施設と公民館との関係  
は、その特徴をそれぞれ生かすにつつ、つ  
ぎの視点において相互にその施設機能を  
一補充しあうべきである。

1 一般施設は、臨時の広範な集合同事を  
中心とするが、公民館は、自主的・継続  
的な教育活動の場である。したがって、  
事業の性格に応じて、相互に調整をはか  
ること。

2 一般施設は、主として大集会の用に供  
せられるが、公民館は地域住民の要求に  
こたえて中小集会の場となる。したがっ  
て、集会の規模に応じて施設の機能を互  
いに補いあうこと。

3 一般施設は、広域にわたってその施設  
を公衆の利用に供するものであるが、公  
民館は、対象地域の住民生活に結びつい  
た地域活動を中心とするものである。し

たがって、住民の施設利用の目的に応じ  
て、相互に便宜をはかりあうこと。

「分化施設」とは、七会の機能分担に  
即ちし設置されているものをい、児童  
館・青少年センター・婦人会館・老人  
会館・福祉会館・農業センター、などが  
あげられる。

公民館は、その活動の領域をひろげ、  
学習と生活を結びつけ、かつ深めるた  
め、これらの施設と、つぎの視点で積極  
的な「連携」をはかるべきである。

1 相互に資料を交換し、また講師・指導  
者の交換派遣ならびにグループ間の交流  
を行なうこと。  
2 公民館は、可能ながらこれら施設と  
事業の共催・提携をはかること。  
三、専門施設

### 第三 望ましい公民館の体制と配置

昭和三十四年「公民館の設置及び運営に  
関する基準」が公布されて以来、関係者に  
この線に沿って公民館の整備につとめて  
いるが、基準の内容にも問題があり、また、  
関係者の努力もまた十分な成果をあげて  
ないところがある。とりわけ、大都市にお  
いては、その名称にとらわれず現在の公民  
館制度の精神を重んじ、その設置を推進す  
る根本的対象を論ずる必要がある。

今日の段階において、公民館の最低の要  
件をみたすための、その体制と配置の基準  
を明らかにすること、今後の公民館の重  
要な課題である。

一、配置  
「専門施設」とは、社会教育関係法規  
に定められた施設をい、図書館・博物  
館、などがあげられる。公民館とこれら  
専門施設とは、つぎの視点にもつぎ  
効果的かつ協力的な協力関係が確立すべ  
きである。

1 公民館は、その活動の展開において、  
専門施設との間、場と資料を相互に活用  
しあうこと。  
2 而施設は、相互に協力の専門性を生か  
し、随時これを交換して協力しあうこ  
と。  
3 而施設が開放しつつあるグループは、  
相互に交流の場をもつこと。  
△注：部署(町)単位の類似施設は、  
住民自治の場であり、教育と生活の接  
点である。公民館は、その「開放」に  
力をこめなければならない。

二、施設および設備  
1 本館には、少なくともつぎの施設を備  
えること。  
ア 集会の施設 会議室、集会室、談話  
室、児童室、相談室、講堂等  
イ 学習の施設 図書室、実験・実習室  
ウ 管理の施設 館長室、事務室、直置  
室、倉庫、車庫等  
エ 本館の面積は、一、〇〇〇平方メー  
トル程度を確保することが望ましい。  
(室ごとの面積附録)

2 本館には、区域内外の交通に便し、体育施  
設・託付施設および団体の設備等を備え  
ること。  
3 構造を開放的にし、設備の様式を近代  
的にすべし。  
4 本館は、つぎの設備を備えること。  
ア 机 椅子、黒板およびその他の教具  
イ 写真機、映写機、テーブ式磁器録音  
再生機、蓄音機、テレビジョン受像  
機、幻燈機、ラジオ聴取機、拡音増  
幅器、ビデオコーダー、およびその他  
の視聴覚教育用具  
ウ ビデオまたはオルガンおよびその他  
の楽器  
エ 図書およびその他の資料ならびに展  
示用具等これらの利用のための器材器  
具  
オ 実験・実習に用いる器具  
カ 体育用具(インフレーション)に關す  
る器具  
キ 移動式公民館用自動車および車庫  
ク 6分館には、図書・資料・楽器・体育用  
具のほか、必要ものを備えること。

三、職員  
1 本館には、最低つぎの職名の職員が必  
ずおこなうべきである。

1 市町村における公民館の体制は、本館  
の並立方式をとることを趣旨とする。  
必要ならは連絡等の機能をもつ公民館  
を設ける。  
2 公民館の設置区域は、都市においては  
中学校区に二館、農村においては小学校  
区に一館とするが、地形・人口・産業情  
況等を勘案し、可能ながらきりにおいて、  
さらにその区域を縮小することが望まし  
い。

3 分館は、公民館活動展開の必要に応じ  
て、なるべく住民生活に近接して設ける  
こと。  
(附4 附録)

今日この段階において、公民館の最低の要  
件をみたすための、その体制と配置の基準  
を明らかにすること、今後の公民館の重  
要な課題である。

- ① 公民館職員、事務員、印刷員等 (主任補佐除)
- ② 体育指導委員、青少年指導員、社会教育指導員等、なるべく公民館の非常勤職員とする。
- ③ 分館に最低定員の委員をおくことが望ましい。

公民館主任 印刷員等

#### (四) 運営委員会

- 1 本館には、各館ごとに運営委員会をおくものとする。ただし、むむなく二以

二の公民館については、公民館運営委員会をおく場合は、各館ごとにこれに代わる適切な措置を講ずること。

2 一つの運営委員会の委員数は、最低五名とする。

3 運営委員会委員の選任において、公民館利用者代表者が含まれるよう考慮すること。

4 運営委員会委員の任期は、二年を相当とする。ただし、再任を妨げないが、長年にわたることは望ましくない。

#### (五) 調査と資料収集

1 この公民館の場と機会を提供し、地域の生活に役立つ事業を推進すること。

2 利用者の場として、談話室(ロビー)を十分に開放すること。

3 エキスポ、ゲーム、ダンス、野外活動など、社会体育、レクリエーション活動の場と機会を提供すること。

### 第四 公民館における 標準的事業の領域と内容

おりである。

#### 一、地域生活に役立つ事業

- (1) いこの場と機会を提供
  - ア 親睦の場として、談話室(ロビー)を十分に開放すること。
  - イ エキスポ、ゲーム、ダンス、野外活動など、社会体育、レクリエーション活動の場と機会を提供すること。
- (2) 集会の場の提供
  - ア 地域内の機関、団体、小集団などの集会その他の行事に会場を提供すること。
  - イ 住民の生活改善などのために施設設備を提供すること。
- (3) 住民相談
  - ア 専門家・専門機関の協力を求め、住民の生活相談に努めること。

イ 教育・法律・健康などについての相談を他の機関に紹介、あて直すること。

(4) 年中行事
 

- ア 教育的な意義をもつ諸種の年中行事を行なうこと。
- イ 郷土の伝統的・民俗的諸行事を協賛すること。

(5) 調査と資料収集
 

- ア 公民館活動に必要な地域の実態、住民の意識等の調査を行なうこと。
- イ 図書・新聞・雑誌・小冊子、切り抜きなどの資料を収集し、整理し、また制作し、これを適宜整理・配属して住民の利用に供すること。
- ウ 絵画・写真・図表・映画フィルム・スライド・レコード・録音テープ・実物・標本類型などの視聴覚資料を収集、収集し、また制作して住民の利用に供すること。

(6) 広報活動
 

- ア 公民館活動を知れ徹底させるための広報を行なうこと。
- イ 地方自治に関する必要資料を提供し、住民意識の伸長をはかること。

(7) 学習活動
 

- ウ マス・コミュニケーションを積極的に利用すること。
- (旧七割除、他の項目に入れる)
- ニ、生活文化を高める事業
- ア 市民的教養などの生活・職業技術に関する多種多様な学級・講座を開設すること。

(8) 学級・講座の開設
 

- イ 専門的・学術的な講座の開設と入学開放講座の誘致につとめること。
- ウ 通俗教育の発展を援助すること。

(9) 講演会などの開催
 

- ア 教育・学術・文化・産業・経済・政治等に關する講演会・討論会・講演会・発表会、懇話会などを開催すること。
- (3) 学習・創造活動の助長
  - ア 住民の要求と地域社会の要請に応じて、学習活動を奨励すること。
  - イ 音楽・美術・文芸・演劇を文化創造活動のための機会と場を確保すること。
  - (4) 教員・学習資料の供与
    - ア 書籍・実験・実習器具、体育・レクリエーション用具などを個人および集団の活動のために供与すること。
    - イ 学習に必要な資料を、学習過程に即して開放し、供与すること。
  - (5) 学習の方法・技術の開發
    - ア 社会教育の方法・技術について実践的研究、開発を行ない、その普及を注

(10) 世論の形成
 

- ア 地域住民の連帯感を強め、市民性を高める、世論の形成を助けること。

(11) 地域連帯を強める事業
 

- (一) 機関・団体との連絡・調整・援助
  - ア 公民館を利用する個人および団体の連絡・育成をはかること。
- イ 地域・職域における、小集団の活動を奨励すること。

(12) 地域における各種機関・団体などの行なう社会教育活動相互の連絡・調整をはかること。

(2) 機関・施設・団体との連携
 

- ア 広域に共通な事業を近隣の公民館と共同で実施すること。
- イ 広域に共通にわたる事業を他の機関・施設・団体と共催すること

### 第五 公民館職員の職務内容と研修

公民館職員の職務内容は、その身分・資格と深く関連し、また職責の自覚、現職研修の問題と密接に結びついている。これらのうちの、どの一点においても欠けても、すべからざる職員に確保すること

- 1 本館には、常勤・専任の館長を必要とする。
- 2 館長となることのできる者は、社会教育主任と同等もしくはそれ以上の資格をもち、社会教育職員としての勤務経歴五年以上の者とする。

かること。

- (一) 機関・団体との連絡・調整・援助
  - ア 公民館を利用する個人および団体の連絡・育成をはかること。
- イ 地域・職域における、小集団の活動を奨励すること。

(2) 機関・施設・団体との連携
 

- ア 広域に共通な事業を近隣の公民館と共同で実施すること。
- イ 広域に共通にわたる事業を他の機関・施設・団体と共催すること

(3) 人材の開発と活用
 

- ア 地域における有志指導者・専門家の発掘につとめ、その社会的活用をはかること。

(4) 世論の形成
 

- ア 地域住民の連帯感を強め、市民性を高める、世論の形成を助けること。

(5) 学級・講座の開設
 

- イ 専門的・学術的な講座の開設と入学開放講座の誘致につとめること。
- ウ 通俗教育の発展を援助すること。

(6) 講演会などの開催
 

- ア 教育・学術・文化・産業・経済・政治等に關する講演会・討論会・講演会・発表会、懇話会などを開催すること。

(7) 学習・創造活動の助長
 

- ア 住民の要求と地域社会の要請に応じて、学習活動を奨励すること。
- イ 音楽・美術・文芸・演劇を文化創造活動のための機会と場を確保すること。
- (4) 教員・学習資料の供与
  - ア 書籍・実験・実習器具、体育・レクリエーション用具などを個人および集団の活動のために供与すること。
  - イ 学習に必要な資料を、学習過程に即して開放し、供与すること。
- (5) 学習の方法・技術の開發
  - ア 社会教育の方法・技術について実践的研究、開発を行ない、その普及を注

(8) 広報活動
 

- ア 公民館活動を知れ徹底させるための広報を行なうこと。
- イ 地方自治に関する必要資料を提供し、住民意識の伸長をはかること。

(9) 調査と資料収集
 

- ア 公民館活動に必要な地域の実態、住民の意識等の調査を行なうこと。
- イ 図書・新聞・雑誌・小冊子、切り抜きなどの資料を収集し、整理し、また制作し、これを適宜整理・配属して住民の利用に供すること。
- ウ 絵画・写真・図表・映画フィルム・スライド・レコード・録音テープ・実物・標本類型などの視聴覚資料を収集、収集し、また制作して住民の利用に供すること。

(10) 地域生活に役立つ事業
 

- 一、地域生活に役立つ事業を推進すること。
- 二、利用者の場として、談話室(ロビー)を十分に開放すること。
- 三、エキスポ、ゲーム、ダンス、野外活動など、社会体育、レクリエーション活動の場と機会を提供すること。



# 記録とまとめ② (前号からのつぎ)

## ま と め

- 1 公民館は団体育成の使命をもつが、団体の自主性の度合によって自ら限界があることに留意する必要がある。
- 2 未組織を組織化するために公民館の立場で組織化をはかる。
- 3 各種団体相互の調整も極めて大切な役割である。
- 4 自主的団体育成までは、人的、物的援助をおしよめこと。

## 第15分科会

### 公民館と文化団体及び企業体(共通)

文化団体とは広い意味には総てを指すが、文化行政の立場で考えると、芸術文化である。即ち美術、音楽、演劇、その他芸術をさす。従って圖書、将棋は文化団体の位置をもたない。

- 1 文化団体の自主性を尊重し、その活動を活性化させるために公民館はどのような援助、協力が望ましいか。
  - ・文化活動は公民館活動の推進力である。・文化活動が活性化しない原因。(イ) 発表の場がない。(ロ) 指導が得にくい。(ハ) 公共施設で文化団体単独では多額の料金をとられる。・解消策として(イ) 共催 (ロ) 文化団体協議会の結成 (ハ) 公共施設の無料提供。育成方法 (イ) メンバーの固定化防止新人も入れる条件整備が大切だ。(ロ) 文化団体のまとめ役も大切だ。(ハ) 公民館広告による一般住民への周知。
- 2 企業体職場研修と公民館の果たす役割についてはどうか。・同職種企業に対し公民館でカリキュラムを編成し、実施させる。・企業内研修(専門技術、知識)を実施している中に一般教養も必要ではないか。・全く研修の行なわれていない所へ実施をうながす。・方法として(イ) 講師の斡旋 (ロ) 視聴覚教材の提供

## ま と め

地域の社会教育計画の中で青少年教育の一環として企業内青少年をどう考えるかによって、そのウエイトのかけかたが異なって来る。従ってその社会教育計画の段階で十分検討されねばならない。育成段階の留意事項は、自主性を養うことが公民館の忘れられない重要な心構えである。

## 第16分科会

### 公民館とPTA(共通)

- 1 PTAと公民館との結びつきは、どのようにしたらよいか。
  - ・PTAの本質を正しく理解することを重視すべきである。
  - ・よい父母、よい教師となるために努めるPTAは社会構成員として社会教育のセンター公民館との共通点が多い。
  - ・家庭教育学級、父親学級など共催でやって効果を挙げている。
- 2 公民館がPTAと共同で事業を行う場合、どんな注意がほしいか。
  - ・両者が緊密な連絡をとり協調していく。
  - ・各々の主体性を失わぬよう留意して行なうこと。
  - ・PTA事業が自主的に運営、事業内容によって共催の事。
  - ・自分の子どもだけの視野から進展して広く社会的な観点をもってゆくべきだ。
  - ・公共性、社会性が徹底するようなねらいの事業が望ましい
- 3 学校教育と社会教育の両面に関係しているPTAを、公民館はどのように考え、位置づけたらよいか。
  - ・異った状態をもつことを確認し、教育の基本である愛情の上に立った総合教育事業活動を期待する。子どもの環境整備のため各種事業、校外生活指導に関する交通禍、水難、非行化防止等事業計画樹立に当たって相互の連絡が肝要である。
  - ・公民館の事業活動、運営に代表者の参加が望ましい。

## ま と め

PTAは重要な社会教育組織である。公民館との共通点を確認し合い、その主体性と自主運営を尊重しながら事業内容によって共催体制づくりが望ましい。PTAの本質に基づき、更に指導面での地域的な共催事業の展開を図る。

- 1 公民館は、教育公務員特例法第二条第四項にいう専門的教育職員とすること
- 2 公民館は、広域間の交流ができるよう考慮すること。
- (4 削除)
- 二、館長の給与
  - 1 館長の給与は、公立義務教育学校の校長と同等以上とする。
- 三、館長の職務内容
  - 1 館長は、公民館の行なう各種事業の企画・実施および公民館の経営に必要な事務執行の責任者であること。
  - 2 館長は、所属職員を監督し、その任

- 3 館長は、教育公務員特例法第二条第四項にいう専門的教育職員とすること
- 4 館長は、広域間の交流ができるよう考慮すること。
- (4 削除)
- 二、館長の給与
  - 1 館長の給与は、公立義務教育学校の校長と同等以上とする。
- 三、館長の職務内容
  - 1 館長は、公民館の行なう各種事業の企画・実施および公民館の経営に必要な事務執行の責任者であること。
  - 2 館長は、所属職員を監督し、その任

- 1 公民館主事は、教育委員会規則において、大幅に規定すること。
- 3 館長の委任事項は、教育委員会規則において、大幅に規定すること。
- 四、館長の研修
  - 1 館長は、教育公務員として研修の機会が与えられること。
  - 2 館長の研修は、法に定めるもののほか、実施者が他の教育機関に委託することができるとすること。
  - 3 館長の研修内容は、その職務の専門的知識技術を深めるとともに、広く内外の政治・経済・社会の情勢と、とくに社会教育の動向とを的確に把握し、その職責の自覚と職務遂行上の能力を高めるようなものであること。

- 五、公民館主事の身分
  - 1 公民館主事に任用しうる者は、社会教育主事と同等もしくはそれ以上の資格をもつものであること。
  - 2 公民館主事は、教育公務員特例法第二条第四項にいう専門的教育職員とすること。
  - 3 公民館主事は、広域間の交流ができるよう考慮すること。
- (4 削除)
- 六、公民館主事の給与
  - 1 公民館主事の給与は、公立義務教育学校の教員と同等以上とする。
- 七、公民館主事の職務内容
  - 1 公民館主事は、公民館の事業の実施にあたるほか、地域住民または各種団

- 体が、公民館の施設・設備を利用して各種の教育的事業、行事を実施するにあたり、その企画運営との相談に必要とする。
- 2 公民館主事は、公民館が開設する相談事業の実施、または専門的相談担当者との連絡にあたること。
- 八、公民館主事の研修
  - 1 公民館主事は、教育専門職員として研修の機会が与えられること。
  - 2 公民館主事に求められる専門的教養の領域は、つぎのようであること。
    - (イ) 基礎部門 公民館経営論、社会教育学、教育原理等
    - (ロ) 専門部門 成人教育、青少年教育、視聴覚教育、体育・レクリエーション等
- 九、その他の職員
  - 1 公民館には事務職員、用務員等をおくこと。
  - 2 事務職員、用務員等は庶務その他の職務に従事すること。
  - 3 事務職員、用務員等は、一般職の公務員であること。

第2部

公民館と各種団体の結びつき  
はどうか

第10分科会

公民館と婦人団体 (都市周辺部)

- 1 婦人団体が公民館をどのように活用し、利用してきたか
  - ・忙しい忙がしいにまかせて公民館職員に頼り過ぎ、自主性をうしないかけているきらいがある。
  - ・今年は特に青少年の健全育成に力を入れ、目で見て耳で聞くなどの実際活動をおして勉強している。
  - ・婦人会活動は自主的のことなので、自分達の手で印刷し配付をしたりしているが、公民館でもときには手伝ってほしい。
  - ・公民館は無料で使用できるからよい。何を計画するにも職員に相談できる。遠い場合は何かと不便である。
- 2 公民館からみた場合、婦人会は自主団体であるが、婦人会からみた公民館への希望はなにか
  - ・公民館職員には助言指導のできるしっかりした戦闘がほしい。
  - ・学校借用の手続きがむづかしいが、公民館側で手続きして小学校長から許可してもらえないか。
  - ・仕事になれた公民館職員が人事異動で、新しい人と替わるとうまくいかないのでも替わらないようにしてほしい。

まとめ

- ・人的、物的基盤の整備が必要。
- ・リーダーの養成については、公民館では十分に注意して養成していきたい。
- ・広報による一般住民との結びつけを考えて、団体を組織して活動している様子などを知らせることが必要。

第11分科会

公民館と婦人団体 (農山漁村部)

- 1 公民館が婦人団体に対し、自主性をもたせる学習指導をさせるにはどのようにしたらよいか
  - ・婦人団体の構成メンバーが複雑であるため自主性がなかなか生まれてこない。自主性を育てるために婦人会組織の中にグループを作ったらどうか。たとえば、若妻グループ、母の会、その他適当なもの。
  - ・婦人団体リーダーの養成が必要でないか。
  - ・婦人団体の規約の再検討を考へてみるべきでないか、時代に即応した規約にする必要性、事業計画を立てられるような目的にする。
  - ・農協婦人部と地域婦人部との対立が自主性を阻害させている。
  - ・社会構造の変化に伴い、住民の生活形態が変化し婦人の賃労働が盛んになり、婦人の学習の場に出席するものが少なくなってきた。
  - ・自主性をもった学習指導をさせるに、まず指導助言者の確保をしなければならない。
  - ・公民館と婦人団体で話し合いの場を数多くもつことが団体の自主性を伸ばすことである。
  - ・学習したものがすぐ役立つものでないし学習意欲も、効果も期待されず先って自主永続性を欠く原因となる。
- 2 婦人団体の教育的諸活動に公民館がどのようにタッチしたらよいか。
  - ・集会に出席できないものために文集の発行、広報活動等を活発に行なうこと。

まとめ

まだもうらな婦人団体が多いので会則の再検討の必要がある。  
社会構造の複雑化からいろいろな婦人団体ができて連絡調整がむづかしくなった。学習や活動も細分化され、専門化されつつあるが集団の中で人間形成を内容

県大会分科会の

とした展開のあり方を望みたい。  
公民館が婦人団体と関連性を深めるにはリーダー研修、財政援助等考えられるが自主性を失わないためにあくまでも自主財源の確保を望みたい。

第12, 13分科会

公民館と青年団体 (合併)

- 1 公民館と青年団体の結びつきについて
  - ・スポーツ大会等を共催で行なっている。
  - ・町を明るくする意味から勤労奉仕 (清掃) を自主的に行なう。自主性と奉仕ということから両面性を持っている青年を社会教育の立場からの確に指導育成する。
- 2 青年団体と施設
  - ・公民館とは名ばかりで施設が整備されていないので、勤労青少年ホーム等に青年が集中している。
  - ・公民館施設の整備拡充を早急に考えねば益々立ち遅れる。
  - ・青少年ホームの中に青年学級を作る方向にむかっている。(長岡市)
  - ・県、市の段階で市町村長に対し公民館施設の拡充を望む行政指導が欲しい。
- 3 青少年団事務所の場所
  - ・事務局は置くべきでない。青年団の公民館依存が強くなり、自主性がそこなわれている。
  - ・青年団自体後継者の育成がなっていない。サークル等の団体は活動も活発であり発展を続けている。
- 4 青年団体の組織化
  - ・青年団は多目的団体であり、サークル (グループ) は単一目的である。新しい型の連帯感を養なわせると共に、責任感を身につけさせる。
  - ・単一目的のサークルを作り青年団体に吸収する、多目的青年団にとけにくいのが理想の型である。

まとめ

- 1 青年団体が公民館に要望するもの
  - イ 施設の整備拡充 (デラックスなもの)。
  - ロ 指導助言をきめこまかにやってもらいたい。
- 2 公民館が青年団体に要望するもの
  - イ 幹事のみで青年団からすべての団員のための青年団へ。
  - ロ 青年運動に発展してゆくような継続的な団体活動を望む。
  - ハ 都市部青年団と周辺部青年団との連絡強化。

第14分科会

公民館と体育団体 (共通)

体育団体とは体育活動を目的とするすべての団体をさすものとの共通の理解を前提として公民館との結びつきを討議する。

- 1 各地域で体育諸団体の組織、活動状況はどうか。
- 2 公民館事業の中に体育団体をどのように位置づけたらよいか。
- 3 公民館は体育団体の活動をどのように援助し、また協力したらよいか。
  - ・以上3点をまとめて討議。
  - ・公民館は各種体育行事の中からリーダーを開発し団体育成につとめる。
  - ・未組織から組織過程においては物的、人的、精神的な援助を与える。
  - ・活動の場の開発や調整も公民館の役割である。
  - ・独立の施設を持つことへの努力 (学校開校の関連も留意)
  - ・青少年犯罪防止に結びつけての体育活動。
  - ・健康に結びつけての体育活動。
  - ・従来の体育指導員は体育種目による指導が多いが、今後は総合的に指導や運営出来る指導員を選任する必要がある。



㊦ 濁流に打ちのめされた関川村公民館図書室

㊧ 佐藤県企画部長 (中) に状況を説明する伊藤公民館長 (関川村災害対策本部渉外部長) (右)



8・28水害被災公民館及び職員 (9.8現在)

公民館名	施設被害程度	被災職員
関川村公民館	概算200万円 床上浸水1.5~2.0メートル 泥50センチ堆積 図書1,700冊 16ミリ映写機 バイク等流失	伊藤茂治館長 家具一切流失
神林村公民館	概算300万円 床上浸水1.5メートル 壁、建具、タタミ、床板 張りかえの要 泥堆積 備品16ミリ映写機等水没	職員2名 家具流失
加茂市公民館 下条分館	概算16万円 床上浸水70センチ タタミ使用不能	横山旭三郎館長 西条誠吾主事 床上浸水
神村公民館	概算5万円 床上浸水40センチ	
安田町公民館	概算3.5万円 床上浸水50センチ	
羽茂町公民館 (新築中)	概算50万円 床上浸水50センチ	
新津公民館 同金津分館	床上浸水10センチ 床不浸水タタミ使用不能	中村操主事 床上浸水
新発田市公民館 川東分館	床上浸水	
慈栄町中央公民館	床上浸水30センチ	
吉田町公民館 2分館	床下浸水	
黒川村公民館		坂上宮智雄主事 床上浸水
中条町公民館		神田鶴彦主事定員 職員1名床上浸水
三川村公民館	ヒガイケイビ	

無残な関川・神林の2館 (8・28水害)

被害総額六〇〇万円以上

館十一、職員十名以上が被災

八・二八水害で、岩船郡関川村・神林村公民館など約十一館(総額概算六〇〇万円以上)が被災し、職員も十名以上が家具流失、負傷等の被害を出していることが九月五日現在判明した。

本会では水害発生後災害救助法の発動された市町村全公民館に対しいち早く「ヒガイシラセコウ」の電文を発するとともに、九月二日、連絡不能だった関川村公民館へ本田事務局長が飛び、現地を見舞った。この後、各公民館からぞくぞくと報告が入ってきたが、九月八日現在本会と県社教課でまとめた公民館関係の被害は、おおよそ別稿のとおりとなった。このため本会では五日緊急理事会を開き災害対策を検討した結果、施設被害については、県による強力な復興対策を要望するとともに、とりあえず災害救助法発動市町村以外の県内全市町村公民館職員から一口百円以上の義援金を募り、被災市町村公民館職員に贈ることにした。これにとりあわせて、被災調査を依頼しているが、被災者はさらに増加するものと思われる。



【関川村公民館前に打ち寄せられた自動車と家具の残骸】